

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第４７号事件）

1 日 時：令和６年５月１日（水）１０時００分から１０時５０分まで

2 場 所：青梅市役所４階４０３会議室

3 出席者：

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[審査請求人]

●●●●（欠席）

[実施機関説明員]

学校教育部長

谷合 一秀

教育指導担当主幹

鈴木 章郎

教育法務相談員

中澤 さゆり

[事務局]

総務部長

宿谷 尚弘

文書法制課長

和田 宏

文書法制課情報公開文書係長

水村 真祐美

文書法制課法制担当主査

横山 竜太

文書法制課法制担当主査

古山 貴教

文書法制課法制担当主査

横山 晃史

4 議事内容

第４７号事件「保有個人情報開示請求部分開示決定処分にかかる審査請求」について、実施機関の口頭説明を受け、質疑を行った。

なお、審査請求人は、口頭意見陳述を希望していたが、欠席した。

(1) 実施機関の口頭説明

本件において不開示とするのは、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の会議録で、当該委員会に参加した委員の意見が記載されている部分となる。この部分が開示された場合に、会議内容を知った方からの御意見などによって、委員の方々が自由闊達な意見を交換するこ

とができなくなり、ひいては、会議の適正な運営および遂行が困難になるということが考えられる。

よって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第15号。以下「法」という。）第78条第1項第7号の不開示情報に該当するものであり、保有個人情報部分開示決定処分について違法または不当な点はないため、「本件審査請求は棄却すべきである」との答申を求める。

(2) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

（質疑）この対策委員会において、特に対策委員会として投票するなどではなく、調査結果について聞き取りをしたということか。それについて、対策委員会として何か物事を決めたわけではないのか。

（回答）調査部会から報告書が提出され、調査部会長が対策委員会に説明をし、その説明をした報告書の内容について対策委員会から調査部会に質問をし、調査部会長からの返答などのやり取りは全て不開示となっている部分である。

（質疑）対策委員会の議事録に記載の内容は自由な意見であって、報告書とは全く重複していないということか。報告書の一部として書いてあるものをなぞるということではなく、自由な意見交換として捉えてよいか。

（回答）確かに報告書に沿っている部分もあるが、それぞれの経験、立場および分野からの意見があるので、自由な発言が中心になると思う。この対策委員会を行う上で、この発言内容が開示されるとその内容が申立者側に渡ってしまうかという話も出ていた。そのため、開示された内容が、申立者側に出してしまうのであれば、話す内容も考えないといけないという話も実際出ているので、自由闊達な意見交換ができないとなると、かなり慎重になる対策委員会委員がいると考える。

（質疑）今回、参考資料をみると、不開示とした理由のところでは、法第78条第1項第7号に該当するものとして不開示をしたとある。非開示部分を全部見ると、対策委員会委員の意見ではあるが、もっと細かく見ていくと、対策委員会委員の発言と、弁護士が読み上げたこの点については事実だということで、事実を確認して

いるにすぎない部分も、全て自由な意見が今後できなくなるというのは、どうかと思う。それなら、法第78条第1項第7号イからトまでのところでこの部分は、対策委員会の意見のやりとりに該当するから開示ができない、また、例えば事実の確認のところも、この部分は対策委員会委員の意見に該当するから開示できないというように考えた方がいいのではないかと思うが、いかがか。

(回答) 教育委員会事務局としては、そのような御指摘の部分についても自由闊達な意見交換の範疇であるという判断をしたものである。

(2) 委員による協議の内容

ア 今回の場合は対策委員会委員も事実についての質問をしているが、最後は感想のようなところもあり、感想なのか完全に事実なのか、わかり難いような部分もある。

イ 発言1つずつ事実か感想か確認することは大変だと思うし、会議全体として議論しにくくなるだろうという気持ちはわからないわけではないが、自由な議論が行われたというように考えると最初から全部不開示にしてもよかったと思える。しかしながら、開示した部分は、報告書に書いてあることで、事実として客観的な記述をした部分についての報告は開示してもいいだろうという判断だったと考えられる。

ウ 議事録には、様々なことが書かれているわけで、中途半端な感じがする。ただ、これはやむを得ないという感じがする。

エ 本件については、このまま不開示ということで良いと思う。

(3) 審査結果

不開示とされた情報は、個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号に該当し、違法または不当な点はないため、本件審査請求に理由がない。よって、本件審査請求は棄却とするのが妥当である。